

## (6) 入札書の提出方法

3の(5)の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3の(1)に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

## 4 その他

## (1) 入札保証金

3の(5)のアに掲げる入札の日時までに見積もった契約希望金額に、100分の5を乗じた額以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を、本システム開発委託に係る契約締結日前日までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を、本システム開発委託に係る契約日前日までに提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

## (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

## (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているので、基準を下回った入札を行った者は、最低の入札価格者があっても必ずしも落札者とならない場合がある。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) その他詳細は、入札説明書による。

